五　有価証券又はデリバティブ取引に係る権利の譲渡による所得
六　保険契約又は共済に係る契約に基づき生ずる所得
七　貸付金（これに準ずるものを含む。）の利子
八　所得税法第百七十四条第三号から第八号までに掲げる給付補塡金、利息、利益又は差益
九　外国通貨で表示された預貯金を本邦通貨又は当該外国通貨以外の外国通貨に換算することにより生ずる所得
十　匿名組合契約（令第六条の九第一項に規定する契約を含む。）に基づいて受ける利益の分配
十一　前各号に掲げるもののほか、資産の運用、保有又は譲渡による所得のうちこれらに類するもの

（実質的支配者）

第十六条の十　法第十条の五第七項第五号に規定する総務省令、財務省令で定める者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十条第二項各号に定める者（個人に限る。）として確認された者とする。

（電磁的方法）

第十六条の十一　法第十条の五第八項に規定する総務省令、財務省令で定める方法は、送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項及び次項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項及び次項において同じ。）を自己の管理する電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（次項において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法とする。

2　前項に規定する方法は、受信者ファイルに記録されている記載情報について、提供を受ける者が電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置が講じられているものでなければならない。

（報告金融機関等による報告事項の提供）

第十六条の十二　法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　報告対象契約（法第十条の六第二項に規定する報告対象契約をいう。以下同じ。）が同条第二項第一号又は第二号に掲げる契約に該当する場合　次に掲げる事項

イ　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者（特定取引を行つた者が特定組合員である場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員が締結している組合契約によつて成立する組合とする。以下この号において同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（報告金融機関等が保有している場合に限る。）

ロ　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者の特定居住地国（法第十条の六第一項に規定する特定居住地国をいう。以下同じ。）の名称及びその者が当該特定居住地国（外国に限る。）において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号（報告金融機関等が保有している場合に限る。）

ハ　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定法人である場合において、実質的支配者（特定居住地国が報告対象国である者に限る。）があるときは、当該実質的支配者に係るイ及びロに掲げる事項

ニ　ハの場合において、ハの特定法人が内国法人であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）

ホ　当該報告対象契約に係る特定取引が令第六条の七第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者（特定居住地国が報告対象国である者に限る。）に係るイ及びロに掲げる事項

ヘ　報告金融機関等が当該報告対象契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

ト　その年の十二月三十一日における当該報告対象契約に係る資産の価額

チ　その年における当該報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額及びその種別

リ　ト及びチに掲げる事項の金額を表示する通貨の種類

ヌ　その他参考となるべき事項

二　報告対象契約が法第十条の六第二項第三号に掲げる契約である場合　次に掲げる事項

イ　前号イ及びハに掲げる事項

ロ　当該報告対象契約が法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する旨

2　令第六条の十二第二項の規定により読み替えて適用される法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前項第一号（トを除く。）に掲げる事項及び報告対象契約の終了の事実とする。

3　第一項第一号チに規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別は、次に掲げるものとする。

一　第十六条の九第一号に掲げる所得に係る収入金額

二　第十六条の九第二号に掲げる所得に係る収入金額

三　第十六条の九第五号に掲げる所得に係る収入金額

四　前三号に掲げるもの以外の収入金額

4　報告対象契約に係る資産の価額及び資産の運用、保有又は譲渡による収入金額は、外国通貨で表示されたものにあつては、外国通貨で表示された金額又は外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示に換算した金額とする。この場合において、外国通貨の本邦通貨への換算は、その年の十二月三十一日（報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額にあつては、その年の十二月三十一日又はその支払の確定した日）における外国為替の売買相場により行うものとする。

5　報告金融機関等が法第十条の六第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告事項（以下「報告事項」という。）を同項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。

6　法第十条の六第一項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の定めるところにより報告事項を送信する方法とする。

7　法第十条の六第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

（記録の作成及び保存）

第十六条の十三　報告金融機関等は、法第十条の五第一項若しくは第三項の届出書若しくは同条第四項の異動届出書（次項において「届出書等」という。）の提出を受けた場合又は同条第二項若しくは第六項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合には、次項に規定する事項に関する記録を、文書、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。